

## 本研究における発達障害の表記について

本研究では、発達障害の診断はないが、障害特性による困難さがあり、特別な支援・配慮を受けている場合の表記として「発達障害等のある生徒」としている箇所がある。発達障害以外の障害について「等」という表現を使用しているのではないことに留意されたい。

なお、発達障害は、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

本研究において、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（ASD）の説明は以下の通りとする。

ただし、調査結果を引用している場合は、障害の定義は引用元によるものとする。

以下では、LD、ADHD、ASD と表記する。

LD	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの
ADHD	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの
ASD	他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわること等を特徴とする行動の障害